

市民会議報告

令和6年度第1回



【令和6年度副会長】

栗林 武史 (59期) Kuribayashi Takefumi
池田 理明 (60期) Ikeda Michiaki

第二東京弁護士会では、会の運営に市民の意見を広く反映させるため、毎年2回、市民会議を開催し、10名前後の委員の方々から忌憚のない意見や感想を頂戴しています。

本年度は、第1回の市民会議が7月23日に開催され、①弁護士会の政治的な活動、②弁護士会の法律相談の2つの題材について、様々な意見交換を行いました。

1 弁護士会の政治的な活動について

まず、起案を担当した池田副会長から、弁護士会が広く市民へ向けて発信する情報や活動について、概要、次のとおりに報告しました。

今回、このテーマを取り上げたのは、(i) 弁護士会による啓蒙活動はどのような印象か、(ii) 政治的な色彩を感じることはあるか、(iii) 感じることがある場合、是認されると思うか、(iv) どのような啓蒙活動が期待されているか、について率直なご意見をいただきたいと考えたからでした。

【当会からの報告】

- 弁護士法は、弁護士の職務として、基本的人権を擁護すること及び法律制度の改善に努力することを定めており、弁護士会は、その職務にかんがみて、包括的に弁護士の監督事務などを行うことを目的としている（弁護士法1条及び31条）。
- 基本的人権を擁護するための憲法の重要性を啓蒙する活動の例として、「全国一斉旧優生保護法相談会」、「女性の権利ホットライン」などを開設したり、「取調べの可視化フォーラム」を開催したりしている。
- 法律制度の改善のための人権侵害状態を解消する運動の例として「再審法改正実現シンポジウム」を開催したり、違憲と評価され得る法律を改善する運動の例として死刑制度や安保法制の是非を問うシンポジウムを開催したりしている。
- 年間を通じて様々な会長声明を発出し、例えば、特定少年の実名報道に抗議する声明、オンライン接見の法制度化を求める声明、永住者に対する在留資格取消事由の拡大に反対する声明などを公表している。

【委員の意見・感想】

- 弁護士会が強制加入団体であることを考えると、多様な市民性をもつ会員が所属していることが前提であり、会としての悩みが理解できる。死刑については、欧州の多くの国々が死刑を廃止していることを見れば、死刑は人権侵害の問題と考えられるが、米国の一州が死刑を存続していることを見れば、政治性を帯びる問題である。
- 法の専門家としての意見、人権・憲法という観点からの意見を述べるのはありだと思う。政治色があるからダメと言ったら何もできない。市民の意見が極端に分かれるようなテーマであっても、法の専門家としての考えは一般市民にとっても貴重であり、議論を巻き起こす、市民に投げかけていく啓蒙活動や政策を提言する活動であれば、弁護士会としてど

んどんやって欲しい。

- 特定の政党や候補者と結びつく場合は政治的に見え、よろしくないだろうと思う。また、シンポジウムの表題が特定政治団体の名称に類似している場合は、普通の人が見て区別がつかないこともあると思う。
- かつて国會議員の秘書をしていたときに、弁護士による提言活動を見聞きした経験があるが、例えば成立前の法律案や既存の条例に対して、積極的にかかわってもよいと思う。

2 弁護士会の法律相談について

続いて、担当の栗林副会長から、当会が運営している法律相談センターに関して、いわゆる「箱物」法律相談センターが抱えている財政問題や、近時、SNS等を利用したオンライン法律相談が活発になっている現状を説明し、①「箱物」法律相談センターや②法律相談センターにおける電話を利用した法律相談の要否について、忌憚のないご意見をいただきました。

【当会からの報告】

- 「箱物」法律相談センターの運営には、一般的に賃料や職員の給与、担当弁護士の日当等の経費がかかるところ、法律相談の件数や相談後の受任件数の減少により、収入（相談料や事件を受任した弁護士から支払われる負担金）も減少しているため、恒常的な赤字状態が続いている。
- 法律相談センターは、地域のリーガルアクセスの向上に寄与しており、ランドマーク的な存在である一方で、弁護士や法律事務所が増加（特に無料法律相談の増加）したため、弁護士会が運営する「箱物」法律相談センターは減少傾向にあり、その役割を終えたという意見もある。
- 法律相談センターにおける電話を利用した法律相談に関しては、SNS等の利便性の高い代替手段が存在するため、必要ないとする意見もある。

【委員の意見・感想】

- こういう時代になってきたので、利用者数や利益率、稼働率などをより厳密に精査した上で、方向性としては、法律相談センターはどんどん縮小していく方向でよいのではないか。別途、弁護士会の存在意義をアピールするため、イベントのような法律相談会を年に何回か、広報活動と併せて実施するのがよいのではないか。「箱物」にこだわらず、どんどん新しい技術を使った効率的な相談方法を改革していくのがよいと思う。
- 弁護士会が赤字になるのは大変心配だが、高齢者とか障害者など「箱物」を頻繁に活用している人は多く、救われている人たちがいるため、「箱物」がなくなってしまうことは、とても気になる。
- 弁護士は、一般市民からすると会ったときの安心感というのが高く、サービスの価値が高い職業だと思うので、「箱物」はあった方がいいと思う。ただ一方で、例えば、弁護士会がこれだけ多くの種類の法律相談に対応しているということはあまり知られておらず、弁護士会という名前の信頼性の高さというが生かし切れていないと感じられる。「箱物」が赤字になるかどうかは、トップラインを上げる作業ではないかと思われるが、市民側にとっては法律リテラシーを学ぶ場であるという啓蒙活動の方が、プロモーションとしてはトップラインを上げることにつながると思われる。

3まとめ

弁護士会による提言活動についても、「箱物」法律相談についても、市民から一定程度の期待があることが分かりました。法律家だから持ち合わせている知見やできることを発揮する大切さを感じました。

N_F